

# 事業承継税制はどうか変わった!!

自社株に係る贈与税・相続税の100%猶予を創設

公認会計士 西山 太郎

平成30年度の税制改正の大きな目玉となっている「事業承継税制」について詳しく解説します。

中小企業の事業承継を積極的に後押しする税制改正が行われました。それは、事業承継を行う際に自社株式（非上場株式）に係る贈与税・相続税の100%を納税猶予する新たな事業承継税制（納税猶予制度）の創設です。

10年間の特例措置ながら、適用要件等の緩和など大幅な拡充が図られ、中小企業にとりましては、事業承継への取り組みが行い易くなったと言えます。

但し、今後5年以内に都道府県に対し「特例承継計画」を提出しなければならず、また、10年以内に事業承継を実施することが必要となります。

2018年（平成30年）4月1日から2023年（平成35年）3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出

し、経営承継円滑化法第12条1項の認定を受けた特例認定承継会社の非上場株式が対象となり、2018年1月1日から2027年12月31日までの間に贈与や相続等により取得する財産に係る贈与税や相続税に適用されます。

特例承継計画は、認定経営革新等支援機関（多くの公認会計士・税理士がこの認定を

受けておりますのでご心配なく）の指導や助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、その事業承継会社の後継者や事業承継時までの経営見通し等が記載された計画です。

中小企業庁から、その記載マニュアルが公表されていますので、それに沿って作成すればよいだけです。

## 改正（特例）の内容

特例1…全株式対象および納税猶予割合100%

今回創設の特例では、事業承継税制の対象となる承継会社の株式数の上限が撤廃され、全株式が適用可能となりました。

また、相続税の納税猶予割合も100%に拡大されました。

この結果、相続税の納税猶予割合は、現行制度では約53%

限を撤廃し議決権株式の全てを猶予対象とする共に、猶予割合を100%に拡大しており、結果として事業承継の係る税負担はゼロとなる。

特例2…雇用確保要件の実質的撤廃

事業承継税制には、事業承継後5年間平均で承継当時の雇用の8割以上を維持できなかったら、納税猶予は打ち切られるとする要件がありました。が、本特例ではこの雇用確保要件を満たさなくても納税猶予期限は確定せず、猶予された税額を納付しなくても、継続できることになりました。

ただし、雇用の8割以上が維持できない場合には、その理由を記載した書類を都道府県に提出することが条件で、その理由が経営状況の悪化や正当なもの認められない場合は、認定経営革新等支援機関から指導や助言を受けた内容を記載することが義務付けられています。

このように、書面の提出で済むこととなったので、「雇用確保要件」は実質的に撤廃したのと同様です。

「事業承継税制を利用したいのだが、将来に亘っての「雇用確保要件」の継続が引っかけたって利用を躊躇していた」

方には、この特例が救いとなるのではないだろうか。  
特例3…後継者は3人まで対象を広げることが可能に

能に

現行事業承継税制は1人の先代経営者から1人の後継者へと自社株式（非上場株式）を贈与や相続をする制度ですが、今回の特例制度では、この組合せのパターンが大きく広がります。

まずは、特例の後継者は、①当該特例承継計画（今後、5年以内）に都道府県に提出するもの）に記載された当該特例認定承継会社（事業承継をする会社）の代表権を有する後継者で、かつ、②同族関係者と合わせて当該会社の議決権の過半数を有する者に限られます。

また、③当該同族関係者のうち、当該会社の議決権を最も多く有する者と規定されていますが、この③については、当該特例承継計画に当該後継者を2名や3名以上と記載したとすれば、当該議決権のそれぞれ上記2名、あるいは上位3名の者まで広げることができます。

但し、いずれも当該議決権数の10%以上を有する後継者に限られます。

大崎法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

http://www.xpress.ne.jp/~hojinkai/

この特例を利用することにより、兄弟など複数の後継者への承継（例…兄が代表取締役社長、弟が代表取締役専務など）にも事業承継税制が適用することが出来るようになりました。

#### 特例4…先代経営者以外からの贈与もOK

特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から、贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式についても、特例承継期間である5年以内に当該贈与等に係る中告書の提出期限が到来するものに限り、特例の対象となります。

この特例は、現行制度の事業承継税制の対象となります。

注意したいのは、現行制度も特例も先代経営者からの贈与を皮切りに行われた一連の贈与を対象とすることです。

つまり、一連の贈与の最初は先代経営者に限られ、先代経営者より前の贈与は対象とはならず、また先代経営者からの贈与と他の者からの贈与が別の年となる場合には別途都道府県に申請する必要があります。

この特例により、事業後継者への株式の集中が容易になりました。

#### 特例5…相続時精算課税制度の適用範囲拡大

平成29年度税制改正において、事業承継税制の対象とした非上場株式の贈与に相続時精算課税制度を適用（暦年課税との併用可）することができるとなりました。

事業承継税制の特例では、

特例3および特例4のとおり、複数の者から複数の後継者への贈与が対象となるのに伴い、特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者（その年1月1日において20歳以上である者に限定）であり、かつその贈与者が同日に60歳以上の者である場合には相続時精算課税を適用できるようになります。

さて、事業承継税制では、次世代への贈与ないしは先代経営者の相続が開始するまで贈与税等は「猶予」されているに過ぎないわけですから、猶予されている税額としては低い方が望ましいわけで、その点、税率の低い相続時精算課税制度が適用することは大いにメリットがある訳です。

#### 特例6…経営環境変化に応じた減免

現行の事業承継税制は、後継者が株式を売却するなどして納税猶予が取消しとなった場合には、事業承継時の株価

を基に贈与税額・相続税額を納付する必要があります。

特例では、経営環境の変化により株価が下落する一定の要件を満たす場合には、その売却や廃業時の株価を再計算し、事業承継時の価額との差額を免除する制度が導入されます。

経営環境の変化を示す一定の要件とは、特例認定承継会社の赤字や売上減などが、実際の売却価格が5割未満の場合は、さらに減免する措置も設けられています。

さて、将来における経営環境変化が見通せないことにより、事業承継税制の適用を見送ってきた方は多くいたでしょうが、この特例により利用はしやすくなったのではないのでしょうか。

さて今、税理士業界はこの改正された「事業承継税制」で大いに盛り上がっています。それはこのような事情からです。

日本の企業の99%は中小企業で占められており、その中小企業経営者の年齢層のピークは、60歳代後半に差し掛かっているというのが現状です。そのうち多くの割合を占める団塊世代の経営者は、オリンピックが行われる2020年

には70歳を迎え、その多くが引退する（であろう）といわれており、事業承継が待ったなしの状況となっています。

このような状況下において、税制面からも事業承継を後押しする意味で、平成21年度税制改正から「事業承継税制」と呼ばれる制度が設けられていきましたが、今回の改正前の制度ではその適用要件の厳格性などから使い勝手が悪く、利用する経営者や適用を勧めた税理士も多くはありませんでした。

平成21年創設から平成28年3月末時点での経済産業大臣の認定件数は「贈与税 626件」「相続税 894件」であり、380万社ともいわれる中小企業の数からも考えられる中小企業の数からみればと明らかに少ない水準です。

そこで、適用件数増加のために、今回の税制改正で事業承継を加速させるための適用要件の大きな緩和がなされたという訳です。

さて、長く政権政党である自民党の有力な支持層である農業者に対しては、「食料自給率の向上・維持」の名目の下、以前から大変有利な「事業承継税制」（農業の事業基盤である「農地」の相続についてではあるが）が用意され

ていました。

今回の中小企業者に対する配慮は、資源を有しない我が国経済にとって分厚い中小企業の層が如何に大事かということに政権党が気付いたということでしょう。

良いことづくめに見える今回の事業承継税制の改正ですが、現時点での私の評価・留意点を述べれば下記のようなことです。

●今回の改正で全ての中小企業に利点がある訳ではありません。「十分な内部留保がある」「良好な損益状態が継続している」などの優良企業のオーナー層にとっては多大なメリットがありますが、そうではない中小企業にとっては無縁の改正であろう（よって、税理士業界の盛り上げもいずれ沈静化するでしょう）。

●事業承継に関しては銀行・生保やコンサルタントから株価の引下げを中心とした様々な節税スキーム（その多くは借入金増加、不要不動産の購入など危険なスキームが多いのですが）が提案されてきましたが、どのような節税スキームより強力な今回改正により今後はこの事業承継税制を活用することが主流になっていくであろう。

## 働き方改革と事業承継を学ぶ

開催日：平成30年9月4日(火)  
 会場：旬味酒菜 中鉢  
 テーマ：『働き方改革  
 特別経営者セミナー』  
 講師：(株)祥コンサルティング  
 代表取締役 加藤 秀司 氏  
 受講数：13名  
 担当：古川支部



## 自身と会社の『健康管理』を学ぶ

開催日：平成30年9月4日(火)  
 会場：ドライブインおーとり  
 テーマ：『なぜ、ここに在るのか。  
 その深意を問う。』  
 ～万象肯定、万象感謝。愛がすべて～  
 講師：(株)医療品情報センター  
 薬剤師 大内 香織 氏  
 受講数：22名 担当：玉造支部



## 決算上の留意点を解説

開催日：平成30年9月10日(月)  
 会場：大崎合同庁舎 1階大会議室  
 テーマ：『法人決算説明会』  
 講師：古川税務署法人課税第一部門担当官  
 同 管理運営第一部門担当官  
 受講数：38名  
 担当：研修委員会／古川税務署共催



## 消費税率引き上げと軽減税率対策

開催日：平成30年9月13日(木)  
 会場：古川商工会議所会館  
 テーマ：『消費税軽減税率制度の  
 基本と税率アップへの備え』  
 講師：古川税務署法人課税第一部門担当官  
 税理士法人さくらパートナーズ  
 代表社員 税理士 筒井俊明 氏  
 受講数：38名  
 担当：古川商工会議所／大崎法人会  
 古川関税会／古川税務署共催





## 新春記念講演会のお知らせ

日 時：平成31年1月23日(水)  
午後2時～3時30分  
場 所：グランド平成  
テーマ：『人のご縁で、でっかく生きろ!』  
講 師：有限会社クロフネカンパニー  
代表取締役 中村 文昭氏  
受講料：無料（定員先着200名で締切）  
担 当：研修委員会



### 中村 文昭氏

18歳の時、家出同然で単身上京、職務質問を受けたお巡りさんが友人第1号。弟のように可愛がられ、仕事・食事の世話をしてもらった。ある日、そのお巡りさんに連れてもらっていた、とある焼き鳥屋で人生の進路に影響を受ける大物リーダーに出会う。焼き鳥屋で出会った男性は、大きな事業構想を持ち、そのロマンに惹かれ、その場で弟子入りを決意、彼の商売（野菜の行商）を手伝い始める。

※12月に皆様へ正式なご案内を送付いたします。

## 平成30年分『年末調整説明会』のお知らせ

| 開催月日      | 受付開始時間 | 説明会開始・終了時間 | 会場             | 対象地域   |
|-----------|--------|------------|----------------|--|
| 11月14日(水) | 9時30分  | 10時～12時    | 大崎市民会館<br>大ホール | 大崎市のうち古川地域<br>色麻町、涌谷町                        |
|           | 13時30分 | 14時～16時    |                | 大崎市のうち田尻・松山<br>鹿島台・鳴子温泉・岩出山<br>三本木地域・加美町・美里町 |

- 1 年末調整関係書類に不足がある場合は、説明会場及び古川税務署で配布いたします。
- 2 会場の収容人数の都合上、対象地域を指定させていただいておりますが、日程等の御都合が合わない場合は、他の時間帯への出席が可能です。
- 3 会場駐車場は、大崎市民会館駐車場のほか荒雄公園駐車場を準備しておりますが、利用台数に限りがありますので、公共の交通機関をご利用ください。
- 4 説明会で使用する書類
  - 年末調整のしかた
  - 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き
  - 給与支払報告書(総括表)の書きかた
  - 源泉徴収票・支払調書提出のチェックポイント
  - 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のリーフレット



### ◎年末調整説明会に関する問合せ先

古川税務署法人課税第一部門（源泉所得税担当） Tel.22-2654（直通）





AIG 損保



# 法人会のビジネスガード *Series* **Business Guard**

経営を取り巻く様々なリスクから会員企業を守る!

## 高度情報化社会を生き抜くために!

マイナンバー対応

### 法人会の情報漏えいガード

業務過誤賠償責任保険普通保険約款 / 個人情報漏洩特約  
危機管理コンサルティング費用特約 / 危機管理実行費用特約

マイナンバーは秘匿性の高い情報であり厳重な管理が求められ、事業者には高い注意義務が求められます。また、サイバー攻撃が猛威を奮っていることから、情報漏洩事故が発生した場合の対策もますます重要になってきています。貴社では、マイナンバーの情報管理体制は万全ですか。

この広告は保険の概要をご説明したものです。  
2018年1月時点の内容です。

### AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20  
03-6848-8500  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)  
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

北海道東北事業本部 古川支店  
〒989-6162  
宮城県大崎市古川駅前大通1-3-8  
TEL.0229-24-1631 FAX.0229-23-9313  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(B-152293 2020-01)

URL

[www.xpress.ne.jp/~hojinkai/](http://www.xpress.ne.jp/~hojinkai/)

E-mail

[ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp](mailto:ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp)